

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	44 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年5月から57年6月まで

私は、会社を退職した後、夫婦併せて国民年金の再加入手続を行った。家は商店を経営しており、市の集金人が店に集金に来てくれたので、現金で定期的に夫婦二人分の保険料を納付した。その後、私が年金を受給することとなる前に送られてきた書類を見ると、未納となっていることが分かり何度も問い合わせたが、満足のいく回答が得られず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った以降、夫婦二人分の国民年金保険料を市の集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の妻は、昭和53年6月から56年12月までの国民年金保険料について、当初、未納期間とされていたところ、当委員会に年金記録確認の申立てを行い、i) 申立人の主張する納付方法は、当時のA市の収納方法と一致すること、ii) 申立人が所持する現金出納簿によると、申立期間の一部である54年6月から同年12月までの欄に、定期的に国民年金保険料を納付したことをうかがわせる金額の記載があること、iii) 申立人が所持する昭和55年度及び56年度の確定申告書の社会保険料控除の欄に、国民年金保険料額の記載が確認でき、その額が当時の保険料額と一致することなどを理由としてあっせんが行われ、記録訂正がなされている。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間以外の国民年金の加入期間について、未納が無く国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、A市の収滞納一覧表によると、申立人の妻は、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料を集金人に納付しており、同年1月から同年6月までの保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、その妻と

一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人が、当該期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

以上のことを踏まえると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から同年6月まで

私は、国民年金制度を知り、制度発足当初から加入した。保険料は、婦人会の役員の方が自宅に来て集金してもらっていたように思う。その後、勤務先のA事業所において厚生年金保険に加入することになり、「国民年金手帳を持っている人は切り替えます。」と言われた。

ねんきん特別便が届くまで、申立期間の納付記録が無いことを知らなかった。期間は短いですが、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、制度発足当初から国民年金に加入し、保険料は、婦人会組織を通じて納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人には国民年金手帳記号番号が払い出されている上、申立人は、同手帳記号番号の国民年金手帳を所持しており、昭和36年4月1日に任意加入被保険者として資格を取得し、申立人の勤務先が社会保険の適用事業所になったことに伴い同年7月1日に資格を喪失している記載が確認できる。

また、申立人と同じ地区に居住し、制度開始当初から国民年金に任意加入し、申立期間の保険料を納付していることが確認できる隣人によると、「国民年金保険料は婦人会で毎月集金しており、集金の当番は、持ち回りで担当していた。加入しておきながら、保険料を納付しないような人はいなかった。」と証言しており、申立人が申立期間の国民年金の任意加入手続を行いながら、保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、申立期間は3か月と短期である上、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失後、昭和46年9月14日に再度、国民年金の任意加入を行い、その後の国民年金被保険者期間について保険料の未納期間は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年10月から41年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、昭和38年10月の結婚を契機に、夫がA市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦どちらかが、毎月、集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、国民年金に加入以降、60歳になるまで申立期間を除き、国民年金加入期間について未納は無いことが確認できることから、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、当該申立期間は3か月と短期間であるとともに、前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人に係るB市の昭和46年度の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は、昭和46年10月から47年3月までについて未納と記録されていることが確認できるものの、オンライン記録によると、当該期間のうち、申立期間②のみが未納と記録されており、行政側の記録上の不備の可能性が否定できない上、納付意識の高い申立人が保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に申立人夫婦及び申立人の夫の弟と3名連番で払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない上、当時の国民年金

被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人夫婦及び申立人の夫の弟は同年4月から保険料の納付を開始していることが確認できる。

また、上記の国民年金加入時点では、申立期間①のうち、昭和38年10月から39年3月までは時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人夫婦が、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年10月まで

私は、昭和55年8月に結婚のため会社を退職する際、友人から国民年金の加入を勧められ、56年4月頃に国民年金の加入手続を行った。その後、子供ができ家計の負担が増えたことなどから、58年11月に資格を喪失したが、同年10月まではきちんと国民年金保険料を納めてきた。しかし、記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

住民票によると、申立人は、申立期間中の昭和58年2月にA市B地区から同市C地区に転居していることが確認できるところ、申立人の所持する年金手帳には、当該住所変更の記載があり、国民年金被保険者台帳においても、その住所変更の記録が同年3月10日に進達されていることが確認できることから、申立人は、住所変更の手続を適正に行っていることが確認できる。

また、上記被保険者台帳によると、未納となっていた昭和57年1月から同年3月までの保険料を、同年10月に過年度納付していることが確認でき、未納の解消に努めていた状況がうかがえる。

さらに、上記年金手帳の取得年月日は、昭和56年4月13日と記載されていることが確認できるところ、上記被保険者台帳の取得年月日は同年3月14日と記録されており、同年同月が未納期間となっていることが確認できる上、オンライン記録によると、58年4月から同年9月までの保険料の納付記録が、60年8月28日に取り消されていることが確認できるところ、日本年金機構D事務センターによると、その理由は不明であるとしているなど、申立人の年金記録について、行政の不適正な記録管理がみられることから、申立期間のうち、

57年10月から58年9月までについて、納付があったものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和58年10月の国民年金保険料について、申立期間当時の納付方法は期別による納付であったところ、第3期分（10月から12月まで）のうち10月だけの保険料を納付するためには、市に申し出て1か月分の納付書を作成してもらうことが必要であるが、申立人にはその記憶は無く、当該月の保険料は納付していないと思うと供述している。

また、申立人が昭和58年10月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該月の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和25年4月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA県渉外労務管理事務所における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月2日から25年7月1日まで
② 昭和26年5月1日から同年8月1日まで

私は、昭和24年4月からB市の事業所でC職として勤務し、同年10月1日からD業務として勤務していた。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の勤務状況についての記憶及び元同僚の供述により、申立人が、期間は特定できないものの、A県渉外労務管理事務所による労務管理の下に事業所で勤務していたことが推認できる。

また、申立期間①のうち、昭和25年5月1日から同年7月1日までについては、A県E課が保管している駐留軍労務者に係る前渡資金支払証憑書（同年6月分及び同年7月分）によると、申立人は、D業務として継続して勤務し、同年5月及び同年6月の給与から、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①のうち、昭和25年4月1日から同年5月1日までについては、上記前渡資金支払証憑書（同年5月分）には申立人の記録が確認できないものの、A県は、「同年4月分までの支払証憑書は保管されていないものの、当月分の保険料控除が記載されている例が、保管されている支払証憑書にあることから、同年4月分の支払証憑書に申立人の4月分に係る記

録が記載されている可能性を否定できない。」と回答していることなどから判断すると、申立人は、同年4月の給与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①のうち、昭和25年4月1日から同年7月1日までの標準報酬月額については、申立人のA県渉外労務管理事務所に係る前渡資金支払証憑書の記録から、8,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に閉鎖されており関連資料等が不在である上、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①のうち、昭和24年10月2日から25年4月1日までに、A県は、「駐留軍労務者に係る当該期間の前渡資金支払証憑書は保管していない。」と回答しているため、当該期間における申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に申立人の資格喪失日は昭和24年10月2日と記載されており、A県渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該期間において申立人が被保険者資格を取得している形跡は見当たらない。

申立期間②について、A県は、「駐留軍労務者に係る昭和26年5月から同年7月までの前渡資金支払証憑書には申立人の記録は確認できない。」と回答している。

また、昭和26年7月3日付けの厚生省（当時）保険局長通知によれば、同年7月1日以降においては、雇傭関係の切替えにより、非軍事的事業所に使用される者については、PX（物品の販売事業所）を除き、政府の直備使用人としての身分を喪失するため、厚生年金保険の強制被保険者とならないとされている。

さらに、上記被保険者名簿に申立人の資格喪失日は昭和26年5月1日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和24年10月2日から25年4月1日までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和16年5月31日に、船員保険被保険者の資格を取得し、18年9月10日に同資格を喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

また、当該期間のうち、昭和16年12月8日から18年9月10日までの期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年4月10日から18年9月10日まで

私は、昭和16年4月からA社所属のB丸及びC丸に乗船した。19年9月、C丸乗船中に遭難し、同年11月D地に上陸帰還したが、船員保険の資格取得日は18年9月10日からの記録となっており、申立期間の被保険者記録が無い。16年4月から乗船していたことは事実なので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、当該期間に係る申立人の船員保険被保険者記録は確認できないが、A社のC丸に係る船員保険被保険者名簿によると、資格取得日の記載は無いものの、昭和18年9月10日を資格喪失日とする申立人と同姓同名の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、「C丸の船長は、最初、E氏で、その後、F氏になった。」と供述しているところ、船員保険被保険者台帳により、F姓の被保険者が、昭和17年2月27日に、C丸において船長として、船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「C丸に乗船したのは昭和16年6月だった。」とし、C丸の乗船時からの同僚として3人の名前を記憶しているところ、このうち

二人の船員保険被保険者台帳によると、16年5月31日にC丸において船員保険被保険者資格を一旦喪失し、同日に再度、同資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の船員保険被保険者記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和16年5月31日に船員保険被保険者資格を取得し、18年9月10日に同資格を喪失した旨の届出を保険出張所に対し行ったものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、戦時加算該当船舶名簿によると、C丸は、昭和16年12月8日から19年9月27日までの期間について、戦時加算該当船舶であることが確認できることから、16年12月8日から18年9月10日までの期間について、戦時加算該当期間とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち昭和16年4月10日から同年5月31日までの期間について、申立人は、「同年4月10日からA社のB丸に乗船していた。」と主張している。

しかしながら、A社は既に船員保険及び厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、B丸及びC丸に係る被保険者名簿において、当該期間当時の被保険者記録が確認できる者は、全員既に死亡又は連絡先不明のため、申立人の当該期間当時の勤務実態及び船員保険の加入について確認することができない。

また、B丸に係る船員保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和21年12月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を保険出張所(当時)に対し行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年8月から21年3月までは60円、同年4月から同年11月までは180円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月15日から21年12月31日まで

私は、昭和19年2月1日から21年12月末頃までA社(現在は、B社)C工場に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する被保険者台帳によると、申立人は昭和19年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、21年12月31日に退職により同資格を喪失していることが確認できる。

また、A社に係る事業所台帳・健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日について、「21.12.31」の記載を「20.22.31」に書き換えていることが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出番号順に整理された名簿によると、申立人の同社における資格喪失日の記載は無い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、備考欄に判読困難なゴム印が押されており、当該ゴム印の記載内容について、日本年金機構は、「名簿を紛失しているので、一部のみ記録が確認できているとの旨である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、A社に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和21年12月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社が保管する被保険者台帳の記録から、昭和20年8月から21年3月までは60円、同年4月から同年11月までは180円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、22年12月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年3月までは150円、同年4月から22年3月までは450円、同年4月から同年11月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から22年12月1日まで

夫は大学を卒業と同時に、A社に勤務し、C支社に勤務中、現地召集された。終戦後帰国して、再び同社B支店に勤務したが、その間の厚生年金保険被保険者記録が無いことには納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B出張所の厚生年金保険被保険者台帳の記録により、基礎年金番号に未統合となっている申立人と氏名及び生年月日が一致する厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

一方、当該未統合記録においては、昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は確認できるものの、資格喪失日に係る記録は確認できない。

しかし、申立人が、昭和27年1月21日から勤務したD社には、申立人が入社に際して提出した履歴書が保管されており、同履歴書にはA社を「昭和22年11月 右依願退職ス」との記載があることから、申立人は、同社を同年同月に退職したことが確認できる。

また、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険の整理番号1番から31番までについて、資格喪失日の確認できた25人のうち、過半数である14人については1日が喪失日になっていることが確認できることから、申立人の資格喪失日は昭和22年12月1日であるとするのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社B出張所における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は22年12月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和19年10月から21年3月までは150円、同年4月から22年3月までは450円、同年4月から同年11月までは600円とするのが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和52年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月31日から同年2月1日まで
A社B営業所に在勤中、昭和52年2月1日付けで同社本社に異動した。
その時の年金記録に1か月間の空白があるのは納得できないので、調査の上、年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録（社員カード）、C厚生年金基金及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、A社B営業所における資格喪失日については、C厚生年金基金の資格喪失日が昭和52年2月1日と記録されていることが確認できる上、同社同営業所は、「申立期間当時、資格喪失届は複写式の届出用紙であった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和52年2月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における51年12月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成15年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、13年3月から同年12月までは36万円、14年1月から同年12月までは44万円、15年1月から同年7月までは47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成15年8月及び同年9月は44万円、同年10月から同年12月までは47万円、16年1月は44万円、同年2月及び同年3月は47万円、同年4月及び同年5月は44万円、同年6月から同年9月までは47万円、同年10月は44万円、同年11月は47万円、同年12月及び17年1月は44万円、同年2月は47万円、同年3月は41万円、同年4月は47万円、同年5月は44万円、同年6月から同年8月までは47万円、同年9月から18年2月までは44万円、同年3月から同年8月までは47万円、同年9月から同年12月までは44万、19年1月は38万円、同年2月から同年8月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、A社における平成15年7月10日は15万円、B社における同年11月10日は23万円、16年7月10日は15万円と訂正することが必要である。

なお、それぞれの事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 平成13年3月31日から15年8月1日まで
② 平成15年8月1日から19年9月1日まで
③ 平成15年7月10日
④ 平成15年11月10日
⑤ 平成16年7月10日

平成15年7月まではA社で勤務し、給与についてもA社から支給を受け、厚生年金保険料の控除もあった。平成15年8月に勤務地がA社からB社に変わったが、給与の支給額と標準報酬月額記録に大きな差がある。また、賞与の記録も無い。調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が所持するA社に係る平成15年7月の給与明細書によると、申立人の当該給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、同僚が所持するA社に係る給与明細書によると、平成13年3月から15年7月までの期間について、引き続き同社から給与の支給及び厚生年金保険料の控除があったことが確認できる上、申立人の同社に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、昭和58年3月14日に同被保険者資格を取得し、平成15年7月31日に同資格を喪失したことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成13年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同社に係る閉鎖登記簿謄本によると、当該事業所は、昭和41年12月*日に設立され、平成15年11月*日にC地方裁判所により破産宣告されるまで法人格を有しており、申立期間当時において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年8月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持するA社に係る給与明細書及び申立人の平成14年度から16年度までの市民税県民税特別徴収税額通知書における給与収入額並びに社会保険料額から、13年3月から同年12月までは36万円、14年1月から同年12月までは44万円、15年1月から同年7月までは47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に廃業している上、同社に係る閉鎖登記簿謄本により元事業主を把握

し申立人の申立期間当時の状況について照会するものの回答を得ることはできず不明であるが、事業主は、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持するB社に係る給与明細書において確認できる保険料控除額、報酬月額及び申立人の平成16年度から20年度までの市民税県民税特別徴収税額通知書における給与収入額並びに社会保険料額から判断すると、当該期間のうち、15年8月及び同年9月は44万円、同年10月から同年12月までは47万円、16年1月は44万円、同年2月及び同年3月は47万円、同年4月及び同年5月は44万円、同年6月から同年9月までは47万円、同年10月は44万円、同年11月は47万円、同年12月及び17年1月は44万円、同年2月は47万円、同年3月は41万円、同年4月は47万円、同年5月は44万円、同年6月から同年8月までは47万円、同年9月から18年2月までは44万円、同年3月から同年8月までは47万円、同年9月から同年12月までは44万円、19年1月は38万円、同年2月から同年8月までは44万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B社は、申立期間②の事務手続に誤りがあったとしており、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③から⑤までについて、申立人は、申立人が所持するA社及びB社に係る給与明細書により、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における平成15年7月10日は15万円、B社における同年11月10日は23万円、16年7月10日は15万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に廃業しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、申立期間③において適用事業所でありな

がら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、B社は、申立期間④及び⑤の事務手続に誤りがあったとしており、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年4月は41万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月及び同年9月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から同年10月1日まで
申立期間に係る標準報酬月額について、給与明細書の支給額とオンライン記録とがあまりにも異なっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成7年4月は41万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月及び同年9月は38万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、特例により標準報酬月額を一時的に引き下げたのではないかとしており、顧問社会保険労務士が保管する当時の健康保険厚生年金

保険被保険者報酬月額変更届によると、平成7年2月から28万円となっていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年2月1日から同年4月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する給与明細書の控えにより、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額と一致していると認められることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月21日から同年5月1日まで

私は、A社に昭和31年の入社から平成11年に退職するまで、継続して勤務していたのに、年金記録に欠落があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の回答及び元同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和38年5月1日に同社C出張所から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成15年8月から16年9月までは62万円、同年10月から18年8月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年3月31日から15年8月1日まで
② 平成15年8月1日から18年9月1日まで

平成15年7月まではA社で勤務し、給与についても同社から支給を受け、厚生年金保険料の控除もあった。平成15年8月に勤務先が同社からB社に変わったが、給与の支給額と標準報酬月額の記録に大きな差がある。調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A社は、平成13年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった（以下「全喪」という。）旨の処理がされている上、申立人は同社において同日に同保険の被保険者資格を喪失したとされているが、申立人が所持する同社に係る同年同月から15年7月までの給与明細書によると、各月について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、昭和46年8月26日に同被保険者資格を取得し、平成15年7月31日に同資格を喪失したことが確認できることから、申立人は同社の全喪後の期間についても継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、当該事業所は、昭和41年12月*日に設立され、平成15年11月*日にC地方裁判所により破産宣告されており、申立期間①当時、当該事業所は厚生年金保険の強制適用事業所となるべき期間であったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成13年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の所持する給与明細書及び雇用保険被保険者の記録から15年8月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持するA社に係る給与明細書から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に廃業している上、同社に係る閉鎖登記簿謄本により元事業主を把握し申立人の申立期間①当時の状況について照会するものの回答を得ることはできず不明であるが、事業主は、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持するB社に係る給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、平成15年8月から16年9月までは62万円、同年10月から18年8月までは59万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間当時の事務手続に誤りがあったとしており、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和20年8月1日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所(当時)に対し行ったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月1日から21年4月1日まで

私は、昭和20年8月1日にA事業所の管理下にあったB事業所(後に、C社。現在は、D社)で勤務したにもかかわらず、申立期間の船員保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、昭和46年7月1日付けでC社が発行した履歴書によると、申立人は20年8月1日に入社し、申立期間も継続して勤務していることが確認できる。

また、D社が保管する申立人の船員保険被保険者票によると、昭和20年8月1日に船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社は、「当時、日本の船舶は全てA事業所で管理され、船員保険についてもA事業所が全て管理していた。」と回答している。

さらに、B事業所に係る船員保険被保険者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳のいずれにも、資格取得日の記載は無く、同被保険者名簿においては備考欄に、同被保険者台帳においては標準報酬月額の変更欄にそれぞれ昭和21年4月1日の記載が確認できる。このことについて、日本年金機構は、「同被保険者名簿に資格取得日の記載が無い場合、オンライン記録に収録する際には、同被保険者台帳に記載された変更日を資格取得日としている。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、保険出張所におけるB事業所に係る年金記録

の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和 20 年 8 月 1 日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D 社が保管する申立人の船員保険被保険者票の記録から、80 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、同資格喪失日は20年9月23日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から20年9月23日まで

私は、昭和18年9月頃、A社B支店に入社した。19年10月1日から厚生年金保険に加入していることは確認できたが、終戦後、退職するまでは厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間に係る被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票の記録により、基礎年金番号に未統合となっている申立人と氏名及び生年月日が一致する厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

一方、当該未統合記録においては、昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は確認できるものの、資格喪失日に係る記録は見当たらない。

しかし、A社から提出された申立人に係る人事記録及び在籍証明書により、申立人が、A社B支店において昭和18年9月9日から20年9月22日まで事務員として在籍していたことが確認できる。

また、上記被保険者名簿の申立人の記録が記載されているページに記載されている被保険者のうち、オンライン記録で資格の得喪日が確認できる女性5人の退職日をA社に照会したところ、不明とする1人を除く4人の退職日は、オンライン記録による資格喪失日の前日とされていることが確認できる。

なお、厚生年金保険法の定めにより、女子については、昭和19年6月1日

から被保険者として適用が開始されたものの、保険料の徴収は準備期間を置いた後の同年10月1日からとされる取扱いとなっていることから、申立人の資格取得日を同日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社B支店における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月23日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額について、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 8 月 1 日まで

私は、入社以来、現在に至るまで欠勤も無く勤務しており、申立期間当時、基本給 17 万円、皆勤手当 2 万円及び管理手当 2 万円の合計 21 万円プラス残業代で給料をもらっていたのに、標準報酬月額が 16 万円であるのは納得できない。給料明細書を保管しているので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給料明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、18年8月31日に同資格を喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から18年8月31日まで

私は、昭和16年4月にA社に入社し、戦後解散の指示があるまで継続して勤務した。同社は17年頃、B社に社名変更し、18年7月頃、C市のD工場跡に移転し、私は、その間継続して勤務したことを覚えている。申立期間に厚生年金保険に加入しているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社において、同社がC市に移転する前から勤務していた。」と主張しているところ、日本年金機構E事務センターによると、「B社に係る移転後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）は確認できるものの、移転前の被保険者名簿は確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る加入状況について確認できない。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人と元同僚1人を含む同じページに記載された25人全員が昭和17年1月1日（制度上の資格取得日は、同年6月1日）付けで被保険者番号が払い出された記録が確認できる上、当該25人のうちオンライン記録の確認できる8人及び厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）の確認できる2人は、いずれもB社において、同年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社に係る移転後の被保険者名簿及び上記の払出簿から所在が確認できた8人に当時の状況を照会し、5人から回答を得たところ、全員が申立人を覚えており、各々、申立人が昭和16年4月頃からA社に入社し、申立期間に

継続して勤務した旨証言している。

さらに、申立人に係る申立期間の旧台帳は確認できない上、上記の払出簿において、申立人の生年月日は大正2年*月*日と記録されていることが確認できることから、当時は誤った生年月日により管理されていたことが推認でき、申立人に係る事務処理が正確に行われていたとは言い難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間について労働者年金保険被保険者であったと認められることから、B社における申立人の被保険者資格取得日を昭和17年6月1日、資格喪失日を18年8月31日に訂正することが妥当である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年代の元同僚の標準報酬月額の記録から、30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和36年4月にA社に入社して以降、平成3年5月に退職するまでの間、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社において継続して勤務し（昭和46年10月1日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和46年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主が申立人に係る資格喪失届を昭和46年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料についての納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間における保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月21日から同年2月1日まで

私は、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い。同社では転勤はあったが、退職や休職等は一切無い。給与明細書を提出するので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、A社から提出された従業員カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和50年1月21日に同社B営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付を確認できる当時の資料が残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成7年2月及び同年3月について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から8年8月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、平成6年2月から8年7月までに係る標準報酬月額と給与支給額に、かい離があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書から、申立期間のうち、平成7年2月及び同年3月について、20万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成6年2月から7年1月までの期間及び同年4月から8年7月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和53年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月12日から同年5月1日まで

私は、昭和48年4月1日にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在籍証明書及び従業員名簿により、申立人は昭和48年4月1日に入社し、申立期間を含め現在に至るまで継続して勤務していることが確認できる。

また、A社は、「申立人は申立期間について当社に在籍していることから給与から厚生年金保険料を控除していると思う。」と回答している。

さらに、上記の従業員名簿によると、申立人は申立期間においてA社C工場勤務しているところ、オンライン記録によると、同工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間直後の昭和53年5月1日であることについて、同社は、「当時の資料が無く詳細は分からないが、申立人は、当社C工場が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は、当社B工場において厚生年金保険に加入させるべきところを誤って先に被保険者資格を喪失してしまったと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和53年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った資格喪失日に係る届出を行ったとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年4月の保険料についての納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年5月から13年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月から13年12月まで

私は、平成13年12月に、A市役所の窓口で勧められ、滞納していた国民年金保険料42万円余りを一括して支払った。当時、そのくらいのお金は持ち歩いており、惜しくはないが、支払った保険料がどうなったのか不思議に思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成13年12月に、A市役所の窓口で滞納していた申立期間の国民年金保険料42万円余りを一括して支払った。」と主張しているが、同月時点では申立期間のうち、11年5月から同年10月までの期間の保険料については、時効により納付できない期間であり、同市役所によると、同市役所の窓口において、過年度分の保険料を収納することはなかったとしている上、当該期間の保険料額と申立人が納付したと主張する保険料額は、大きく相違する。

また、申立期間のうち、平成13年5月から同年12月までについては申立人が60歳以降の期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付するためには、任意加入する必要があるところ、申立人は任意加入手続を行っていないと陳述している上、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によると、任意加入した記録は確認できず、当該期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間の納付書が発行されることは無いことから、申立人が当該期間の保険料を納付できたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月及び同年9月

私は、これまで国民年金に加入すべき時は加入し、保険料を納付できない時は免除申請を行い、納付できる時は納付してきた。しかし、年金記録を確認すると、国民年金に加入していない期間があることを知った。この期間について、最初の会社を退職後に二冊あった年金手帳を、以前の職場近くのA社会保険事務所(当時)で一冊にまとめた覚えがあり、その時に国民年金の加入について説明を受け、加入手続等を行ったと思うが、詳しいことについては記憶していない。また、加入手続や保険料納付に関する資料も残していないので、これを証明することができないが、ほかの手続や父親の年金の手続等も行ってきており、この期間だけ国民年金に未加入で保険料が未納であるとは考えられない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB市の国民年金マスターチェックリストによると、申立期間について国民年金に係る届出記録は記載されておらず、被保険者期間として記録されていないことから、申立人は、申立期間に被保険者資格を有しておらず、同市において申立人に対し国民年金保険料の徴収が行われていたことが確認できない上、オンライン記録においても、申立期間に係る納付記録は確認できず、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る資格取得手続及び保険料納付に関して明確な記憶は無く、具体的な状況は不明である上、当該期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていたことなどから、当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる。

このほか、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から平成2年2月まで

20歳になった頃、A市B支所から国民年金保険料の納付書が送られてきた。後日、母が同支所に問い合わせたところ、学生であっても20歳以上の場合は加入義務があり、未加入の場合は障害者となっても障害年金が出ない旨の説明を受けたので、母が国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間の保険料については、母が同支所の窓口で納付書により一括で納め、領収書を受け取った。

年金記録を確認したところ、学生の期間が未加入期間とされていたので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納めたとする申立人の母親は、A市役所B支所から国民年金保険料の納付書の送付があり、同支所の窓口で納付書に現金を添えて保険料を納付したと主張しているが、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が必要となるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間当時、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、オンライン記録でも、申立期間は未加入期間と記録されていることが確認できる。

また、申立人の母親は、昭和62年5月頃に申立期間の国民年金保険料を一括して納付し、その保険料は数万円程度であったと主張しているところ、申立期間には納付期間未到来の昭和63年度、平成元年度を含んでおり、制度上、未到来分を含めた3年度分の国民年金保険料を一括して納付することはできない上、仮に、その保険料を全て納付したとしても、申立期間の保険料は合計26万1,800円となり、申立人の母親が主張する保険料と大きく相違する。

さらに、申立人の母親は、A市役所B支所から国民年金保険料の納付書が送付され、その後、同支所で、学生でも20歳以上であれば国民年金の加入義務があると説明を受け、手続を行ったと主張しているが、申立期間当時の国民年金法では、学生は国民年金の任意加入の対象者であることから加入義務は無い上、加入手続が行われる前に納付書が送付されるとも考え難い。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで
大学卒業後、個人事務所に就職したが、当時は保険が無かったので、A市の国民健康保険に加入した。そのとき、窓口で国民健康保険と国民年金はセットだと言われ、国民健康保険と国民年金に同時に加入手続した。納付については自宅に集金人が来ていたので、現金で支払い、領収書かシールのようなものを手帳に貼っていった。年金記録を確認したところ、申立期間が未納とされており、納得できないので第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月頃に、申立人自身がA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入状況から、申立人は47年5月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人が主張する加入時期と相違する上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上記加入手続の時点において、申立期間は過年度保険料として納付が可能であるところ、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無い上、申立期間は集金人に保険料を納付していたと主張しているが、A市によると、集金人が過年度保険料を収納することはできなかったとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から59年3月まで

結婚してから、私が妻の分と一緒に国民年金保険料を納付してきた。現金納付を行っている時期には公民館で支払い、口座振替ができるようになってからは、口座振替で納付してきた。

妻と同じように納付しているので、妻の納付記録がある昭和53年4月から59年3月までの期間が未納となっていることに納得できない。

平成13年以降の分については、年金専用通帳が手元にあるが、それ以前の分は国の管理を信用していたので処分している。しっかり調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票によると、申立人及びその妻は、申立期間の前後を通してA町(現在は、B町)に居住していることが確認できるところ、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から53年2月までの期間は、夫婦共にC市に居住し、A町で国民年金保険料を納付していないと供述しており、申立人の妻も当該期間に保険料を納付した記憶は無いとしている上、国民年金被保険者原票及び同町の国民年金納付記録一覧では、夫婦共に当該期間に係る保険料の納付記録が確認できない。

また、申立人は、婚姻後、申立人がその妻の分も含めて国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているが、国民年金被保険者原票及びオンライン記録によると、申立期間直後の昭和59年4月から60年3月までの期間について、申立人は申請免除期間とされているのに対して、申立人の妻は納付済みとなっ

ており、さらに、オンライン記録によると、申立人は、60年4月から同年6月までの期間を過年度納付し、同年7月から61年3月までの期間を現年度一括納付しているのに対して、申立人の妻は、60年4月から61年3月までの期間を定期的に現年度納付していることが確認できることから、夫婦の納付行動が異なっており、申立内容と符合しない。

加えて、申立人によると、国民年金保険料の納付は、A町の住所で、近隣の公民館に役場職員及びD金融機関の職員が徴収に訪れてきていたとしており、その後、口座振替による納付を行ったとしているが、A町及びD金融機関等では、当該事実を確認できず、また、申立人から申立期間の納付方法に関する供述は得られないことから、当該期間に係る具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金被保険者原票及びA町の国民年金納付記録一覧では、申立期間に係る保険料の納付記録は確認できず、オンライン記録と一致している上、105か月と長期にわたる納付記録の全てが欠落するとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から9年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から9年8月まで

私は、平成9年9月に再就職したのと同じか少し経過した頃に、A町役場（現在は、B市役所C庁舎）でD社会保険事務所（当時）の出張相談があることを教えられたので相談に行き、国民年金保険料は2年前まで遡って納付できると説明を受け、就職した先でも納めたほうが良いと言われたので、近所の金融機関で2年分として20万円ぐらいの保険料を納付した。

記録を確認したところ、2年間遡って保険料を納付した期間が未納とされていることが分かった。領収書といった証拠となるものは無いが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年9月に再就職した頃、D社会保険事務所の出張相談に行き、遡って2年間の国民年金保険料を納付できると聞いたので、申立期間の保険料を金融機関で一括して納付したと主張しているが、申立期間は同年3月以前の過年度保険料と同年4月以降の現年度保険料が混在し、申立期間の保険料を納付するためには、社会保険事務所（当時）が発行する納付書とは別に町役場が発行する納付書が必要となるところ、申立人は納付書に関する具体的な記憶は無い。

また、オンライン記録によると、申立人に対して平成10年12月10日に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、同日において、申立期間のうち時効期限内の8年11月から9年3月までの期間に未納があったものと推認でき、申立人が同年9月頃に申立期間の保険料を一括して納付したとする申立内容と相違する。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は平成9年1月以

降であり、基礎年金番号制度が導入され、電算処理により収納業務が行われていることから、国（厚生労働省）における記録管理の信頼性は高かったものと考えられる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 58 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 58 年 2 月まで

A 県 B 市に居住していた昭和 50 年 3 月に国民年金に加入し、その後、57 年 3 月に同県 C 市へ転居し、同年 3 月末で会社を退職したため、C 市役所で同年 5 月頃、国民年金に再加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は B 市から C 市へ転居後の昭和 57 年 5 月頃、国民年金の再加入手続を C 市役所で行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 4 月 17 日に払い出され、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿から同年 3 月 13 日に任意で資格取得し、56 年 3 月 5 日に厚生年金保険被保険者となったことに伴い、同日に国民年金被保険者の資格を喪失後、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者となるまで、申立期間において国民年金に再加入した形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が所持している年金手帳の国民年金記録欄の記載から、申立期間が国民年金の被保険者期間である旨の記載は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年3月まで

私は短大を卒業後、A事業所に勤務した。昭和45年に同事業所を辞めた後、父親が国民年金に加入してくれた。その後、結婚するまで父親が保険料を納付してくれていた。

ねんきん特別便が自宅に届き、B社を退職してから結婚するまでの期間の記録が無いことが分かり、大変驚いた。私は当時の記憶は何も無いが、父親が保険料を支払ってくれているはずなので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前の期間について、その父親が国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間前の昭和45年4月から48年3月までの期間（厚生年金保険加入期間及び国民年金の未加入期間を除く。）及び48年4月から同年6月までの期間については、検認印又は納付を示す預り証書が貼付されており、申立期間後の50年4月から52年3月までの期間についても領収書が確認できるものの、申立期間については納付が確認できない。

また、申立人に係る国民年金被保険者原票によると、昭和49年度の保険料納付状況欄に「0」が記載され、資格取得欄には「49. 7. 21」と記載されており、それぞれに「53年2月」の押印が確認できることから、申立期間は昭和53年2月まで保険料の未納期間として認識されていたことが推認できる。

さらに、上記の国民年金被保険者原票によると、申立人は、昭和52年10月6日に時効到達前の50年4月から52年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるところ、当該時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び納付を行っていたとする申立人の父親は既に死亡していることから、具体的な納付状況等は不明である。

このほか、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から42年3月まで

私は、昭和39年3月に結婚して40年*月には第一子が生まれるので、国民年金に加入することにした。その時の月商は1,000万円近くあり、女性の集金人が来ていたが、保険料が安く感じられた。妻は、加入当初、半年か1年くらいまとめて支払ったように思うと言っている。当時は、同じ人が集金に来ていたと思う。39年12月23日に夫婦共に国民年金の資格を取得しているのに、42年4月から納付したことになっているが、当時、個人の自営業者にとってほかに加入できる年金は無く、とても大切に思えたので、加入する意思を表示してから、2年以上も保険料を納付しないとは考えられない。国民年金手帳も41年9月1日発行となっており、記録漏れがあったのではないかと思う。

商売上の書類は多く残っているが、保険料の領収書が見当たらないのが残念である。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和41年9月1日発行の国民年金手帳を所持しており、同手帳の昭和41年度の検認欄には、保険料の納付を示す検認印は確認できないことから、同手帳による当該年度の現年度納付は確認できない。

また、当時、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金に加入した当初、半年から約1年までの期間をまとめて納付したと主張しているが、その後の保険料については、定期的に集金人に対して納付していたと記憶しているものの、加入時にまとめて納付したとする金額及び納付方法に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立人と同一日に国民年金被保険者資格を取得している申立人の

妻も、申立期間について申立人と同様に保険料が未納である上、国民年金被保険者原票において申立期間の納付記録は確認できず、オンライン記録と一致する。

加えて、申立人及びその妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から48年3月まで

私は、60歳になった平成20年頃に、社会保険事務所(当時)で年金記録の照会を行ったところ、昭和45年10月から48年3月までの付加保険料の納付記録が無いことが分かった。

申立期間の付加保険料については、昭和45年8月上旬に国民年金の加入手続を行うためA市役所に赴いたとき、窓口で付加保険料の納付を勧められ、国民年金の加入手続と一緒に行った記憶がある上、保険料は金融機関で一括納付しているにもかかわらず、付加保険料の納付記録が漏れていることに納得できないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年8月上旬に国民年金の加入手続を行い、同年同月以降の国民年金保険料を金融機関で一括して納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入状況から、申立人の同手帳記号番号は50年12月頃に払い出されていることが推認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿において、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の主張する加入時期と相違する。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できるところ、付加保険料は、制度上、納付申出を行った時点から遡って加入し納付することができないことから、上記払出しの状況を踏まえると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付することができない。

さらに、申立人に申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から42年3月まで

私は、昭和39年3月に結婚して40年*月には第一子が生まれるので、国民年金に加入することにした。その時の月商は1,000万円近くあり、女性の集金人が来ていたが、保険料が安く感じられた。私は、加入当初、半年か1年くらいまとめて支払ったように思う。当時は、同じ人が集金に来ていたと思う。39年12月23日に夫婦共に国民年金の資格を取得しているのに、42年4月から保険料を納付したことになっているが、当時、個人の自営業者にとってほかに加入できる年金は無く、とても大切に思えたので、加入する意思表示してから、2年以上も保険料を納付しないと考えられない。国民年金手帳も41年9月1日発行となっており、記録漏れがあったのではないかと思う。商売上の書類は多く残っているが、保険料の領収書が見当たらないのが残念である。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和41年9月1日発行の国民年金手帳を所持しており、同手帳の昭和41年度の検認欄には、保険料の納付を示す検認印は確認できないことから、同手帳による当該年度の現年度納付は確認できない。

また、当時、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人は、国民年金に加入した当初、半年から約1年までの期間をまとめて納付したと主張しているが、その後の保険料については、定期的に集金人に対して納付していたと記憶しているものの、加入時にまとめて納付したとする金額及び納付方法に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立人と同一日に国民年金被保険者資格を取得している申立人の夫も、申立期間について申立人と同様に保険料が未納である上、国民年金被

保険者原票において申立期間の納付記録は確認できず、オンライン記録と一致する。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2162

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から43年2月まで

私は、昭和36年の国民年金制度の開始と同時ぐらいに、A市役所の職員に勧められて国民年金の加入手続を行った。集金人が自宅に来ていたので、保険料を納付した際、領収書をもっていたことを記憶している。

記録を確認したところ、6年以上も年金に加入していないとされていることが分かった。年金を受給するようになった際、当時の領収書や国民年金手帳は廃棄したので残っていないが、記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年頃に、申立人自身が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は集金人に納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は52年12月に払い出されたことが確認でき、申立期間当時、申立人に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、オンライン記録によると、申立期間は国民年金の未加入期間と記録されていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付した際、領収書をもっていたと主張しているが、A市によると、申立期間当時の保険料の収納方法は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼り付け、検認印を押す印紙検認方式であったとしており、申立内容と相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から43年3月まで

私は、昭和37年6月にA市B町に転居した時、A市役所C支所から国民年金の集金人が来て、最初の1年数か月分の保険料をまとめて払うとよいと言われて支払ったが、領収書は残っていない。集金人は60歳以上のがっちりとした体格であり、毎回自転車で集金に来ていた。今でもその顔をよく覚えている。43年3月に同市D町へ転居するまでの期間の納付記録が抜けているので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和43年12月24日に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳は44年1月27日に交付されていることから、この頃に加入手続を行ったものと推認できるため、申立期間のうち、41年3月以前については時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録によると、申立人は、昭和44年3月9日に、43年4月から44年3月までの保険料を現年度一括で納付していることが確認できることから、その時点で過年度納付が可能であった昭和41年度及び42年度の保険料については、申立人の国民年金被保険者原票に納付記録が無い上、申立人は、申立期間に係る保険料の納付は集金人による納付であったと主張しており、集金人は、原則として現年度分のみを徴収していたことから、申立人が41年度及び42年度の保険料を過年度納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳を所持していたとしており、その手帳は、現在所持する同手帳が交付される際に没収された

としている上、申立期間の国民年金保険料額は、270 円、280 円又は 330 円等であったと主張しているが、A 市によれば、国民年金手帳に関して、そのような取扱いは行っていないとしている上、申立人の記憶する金額は当時の保険料額と一致しない等、申立人の主張内容は当時の制度と整合しない。

加えて、申立人に対して、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から60年3月までの期間及び平成2年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年12月から60年3月まで
② 平成2年5月

昭和61年4月頃、私は母に頼んで国民年金の加入手続をA市役所B支所で行ってもらった。加入手続の際、58年12月分から納付しないと無効になると言われたので、後日、母が同支所で申立期間①の保険料を一括納付してくれた。

また、平成2年4月に会社を退職後すぐに、申立期間②の国民年金保険料をA市役所で納付した。

しかし、年金記録を確認すると、申立期間①及び②が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和61年4月頃、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年11月1日に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、その母親が、A市役所B支所の窓口で、当該期間の保険料を一括して納付したと主張しているが、上記払出しの時点において、当該期間のうち昭和58年12月から59年9月までは、時効により保険料を納付することができない期間である上、同年10月から60年3月までは過年度保険料として納付が可能な期間であるところ、同市によると、支所の窓口で過年度保険料を収納することはできなかつたとしている。

申立期間②について、申立人は、当該期間の加入手続及び納付金額等について、具体的な記憶は無いとしている上、オンライン記録によると、当該期間に

係る国民年金の資格記録は、平成10年8月28日に追加入力されおり、当該期間当時は未加入期間として管理されていたことが確認できることから、当該期間の国民年金保険料を納付できない。

このほか、申立人及び申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から43年2月まで

私たち夫婦は、夫の就職を契機にA市に転入したが、国民年金については、結婚前の国民年金制度発足時から父親が私の将来を考え加入してくれていた。私は、その父親の思いを引き継いで、昭和39年4月にA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、自宅を訪れる集金人に保険料を納付し続けてきた。しかし、「ねんきん特別便」で、申立期間の約4年間の国民年金記録が無いことを知らされた。この期間の保険料を納付したことを証明できる資料は災害時に紛失してしまったが、納付できないので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者原票によると、申立人は、昭和39年4月1日に被保険者資格を喪失している記録が確認できる上、申立人がA市に転居した後に同市で発行された国民年金手帳には、申立期間直後の43年3月1日が資格取得日として記載されており、当該日付けは、同市が保管する国民年金被保険者名簿の記録と一致していることから、申立期間は未加入期間となり、申立人は被保険者として取り扱われておらず、制度上、保険料を納付することができない期間となる。

また、申立人の婚姻前にB県C市で発行された申立人の国民年金手帳の印紙検認欄には、申立期間に保険料を納付したことを示す検認記録は確認できない上、未加入期間は、制度上、再加入手続後に保険料を遡って納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から41年3月まで
② 平成2年4月から3年3月まで

申立期間①については、昭和38年10月頃、私の夫が私の国民年金の加入手続を行った。その後、毎月集金人に国民年金保険料を納付していた。

また、申立期間②については、昭和56年度から毎年、国民年金保険料の免除申請を行っており、平成2年度も国民年金保険料の免除申請を行った。

しかし、記録を確認すると、申立期間①及び②が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、婚姻した昭和38年10月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は41年6月7日に払い出されていることが確認でき、申立人の主張する加入時期と相違する上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①の保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、上記払出し時点において、申立期間①のうち昭和39年3月以前は時効により納付できない期間である上、同年4月以降は過年度保険料として納付が可能な期間であるが、申立人は、国民年金保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

申立期間②について、申立人は、当該期間の前後と同様に、夫婦共に免除申請を行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の夫も当該期

間は未納であることが確認できる上、平成3年7月9日付けで過年度納付書が作成されたことが確認できるところ、当該時点において、時効期限内の未納期間は申立期間②であることから、この納付書は当該期間に対して作成されたものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②の保険料を免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付し、申立期間②の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年4月頃、夫に勧められ、市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、A市B町に居住していた頃は市役所窓口で納付し、同市C町の頃は集金人に納付したように思う。申立期間が未納とされているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月頃、申立人の夫から勧められて市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の記録から昭和40年2月から同年4月までの間に払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の検認記録により、申立期間は未納とされていることが確認でき、当時の国民年金被保険者台帳の記載とも一致する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から41年3月まで

私たち夫婦は、昭和38年10月の結婚を契機に、私がA市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦どちらかが、毎月、集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に申立人夫婦及び申立人の弟と3名連番で払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない上、当時の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人夫婦及び申立人の弟は同年4月から保険料の納付を開始していることが確認できる。

また、上記の国民年金加入時点では、申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までは時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人夫婦が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から53年3月まで

私が、20歳になった頃は収入が少なかったので、母親が代わりに国民健康保険の手続をしてくれたと聞いていたので、国民年金についても加入手続をしてくれたと思う。母親は大変几帳面な性格だったので、申立期間の私の保険料を納付してくれていたと思うが、母親は高齢であり、当時の納付状況等については全く覚えていない。

申立期間について、納付記録が無く、未納とされているので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳に到達した昭和49年*月以降に申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は54年6月頃に払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しない上、同手帳記号番号の払出し時点において、申立期間のうち昭和52年3月以前については、時効により保険料を納付することができない期間となる。

また、申立期間のうち昭和52年4月以降については、国民年金手帳記号番号の払出し時期から保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していない上、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は高齢のため当時の納付状況等を覚えていないことから、具体的な納付状況等は不明である。

さらに、国民年金被保険者原票及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直後の昭和53年4月から54年3月までの保険料を55年7月26日に過年度納付していることが確認でき、同時点において申立期間の

保険料は時効により納付することはできない上、同被保険者名簿においても、申立期間は未納と記録されており、同被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人に対して、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年4月頃、町内会の役員から国民年金の加入を勧められ、どこで行ったか覚えていないが加入手続を行い、3か月分の保険料をまとめて婦人会の役員に納付していた。

「ねんきん特別便」で申立期間が未納とされていることを知ったが、納付していたのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は50年12月に払い出されていることが確認できる上、36年4月頃に、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を婦人会の役員に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の、前後の任意加入被保険者の加入状況から、申立人の国民年金の加入手続は昭和50年8月頃に行われたものと推認でき、当該時点まで、申立期間は未加入期間であったことから、申立人が申立期間の保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間直後の昭和40年4月から同年12月までの期間及び45年1月から48年3月までの期間の保険料を第2回特例納付として、50年12月に納付している上、48年4月及び同年5月から50年3月までの保険料をそれぞれ、53年8月及び55年6月に第3回特例納付として納付するとともに、同月以降60歳期間満了までの国民年金保険料を納付することにより、国民年金の老齢基礎年金の受給資格を得て

いることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 20 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社に正社員として平成 6 年 3 月 1 日から同年 7 月末日まで勤務したが、同月 20 日に被保険者資格を喪失した記録となっている。給与は月末払いであったので、申立期間の厚生年金保険料を控除されていた。申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 6 年 7 月末日まで A 社に勤務し、申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張している。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事務担当者は、「申立期間当時の関係資料は保管していないが、申立人には給与の締め日（20日）の平成 6 年 7 月 20 日に辞めてもらった。7 月分の給与については、支払日が月末であるため、同月末に振り込んだ。」と回答している。

また、オンライン記録により、A社において厚生年金保険の被保険者記録を有する者が 7 人（事業主及びその妻は未加入）確認でき、それらの者の資格喪失日の内訳は、20 日である者は 4 人、13 日、24 日及び 30 日である者が各 1 人となっており、月初めに資格喪失している者は見当たらない。

さらに、A社において雇用保険の加入記録を有する者は、事務担当者及び女性従業員 1 人を除く 5 人確認でき、そのうち申立人及び元同僚を含む 4 人の離職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日が一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 18 日から 8 年 4 月 23 日まで
私は、A社からB社へ切れ目無く転職したのに、同社の年金記録に欠落がある。調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社からB社へ切れ目無く転職したのに、同社の年金記録に欠落があるのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、雇用保険被保険者記録によると、申立人は、B社において、平成8年4月23日に資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

また、B社では、「会計帳簿によると、申立人に対して給与を支払ったのは平成8年4月からとなっていることから、申立人は申立期間において当社に勤務していなかった。」と回答しているところ、同社から提出された7年11月から9年3月までの会計帳簿によると、申立人に対して初めて給与が支払われたのは8年4月であることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立期間にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた3人に申立人の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立人が記憶している元同僚一人から回答があったものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入や保険料控除を裏付ける証言等は得られない。

加えて、申立人が申立期間の直前まで勤務していたとするA社についても、雇用保険の被保険者記録における申立人の離職日及び同社が加入するC健康保険組合の被保険者記録における申立人の資格喪失日の記録は共に、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる

上、同社によると、「厚生年金保険、雇用保険及び健康保険組合の被保険者資格喪失日は一致させていたので、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入は無かったと考えられる。」と回答していること等から、申立人が、申立期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことも確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 47 年 4 月から 50 年 1 月まで
③ 昭和 60 年 9 月から 61 年 11 月まで

申立期間①については、私は、父親の会社であった、A社でアルバイトとして1年間勤務した。

申立期間②については、B社において営業社員をしていて、平均月収は80万円であった。会社は昭和49年頃からオイルショックによる不況の影響を受け、50年に実質倒産した。

申立期間③については、C社で営業をしていた。当時の健康保険証は国民健康保険であり、社員旅行でD県に行ったことを記憶している。

申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の複数の元同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社によると、「当時の資料は廃棄して残っていないため、申立人の雇用形態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答している上、申立期間①当時の代表取締役及び事務担当者は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立期間に同社に係る被保険者資格を有し、所在が確認できた7人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、回答があった5人のうち4人が「申立人を記憶している。」と回答しているものの、厚

生年金保険の加入や保険料控除を裏付ける証言等は得られない上、このうちの一人は、「申立人は、社長の親族ということで、手伝っていたという認識である。」と証言している。

さらに、申立人によると、「A社は父親の会社であった。」と供述しているところ、商業登記簿謄本において、当時、父親は同社の代表取締役であったことが確認できるものの、オンライン記録によると、父親が同社の厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①に申立人の氏名の記載は無い上、整理番号の欠番等も無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が記憶しているB社の所在地、職務内容及び事業主名は、商業登記簿謄本の本店所在地、目的及び代表取締役と一致する上、申立期間②当時、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索において、B社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人は、「同社の従業員数は4人であった。」と供述していることから、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となるべき申立期間②当時の要件である従業員数(常時5人以上)を満たしていなかった可能性がうかがえる。

また、商業登記簿謄本によると、B社は既に解散していることが確認できる上、当時の代表取締役も既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、オンライン記録及び国民年金被保険者原票によると、B社の申立期間②当時の代表取締役は、申立期間②(昭和48年1月から同年3月までの期間を除く。)において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、「C社で勤務し営業をしていた。」と主張しているが、申立人の同社の事業内容、職務内容及び社員旅行に係る供述、並びに元同僚の証言から判断すると、申立期間③に勤務していた事業所は、E社であり、期間は特定できないものの、申立人は同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、E社では、「申立期間③当時の社員名簿、厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届を保存しているが、当該資料に申立人の氏名は確認できない。申立人が記憶する職種であれば、委託業務契約者であった可能性があるが、当該契約者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間③当時にE社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる15人及び同社の総務、経理等の管理業務を行うF社に係る同被保険者記録が確認できる28人に、申立人の厚生年金保険の

加入状況について照会し、それぞれ9人及び16人から回答があったところ、このうち、申立人を記憶している一人が「申立人は請負勤務の営業職であり、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、複数の元従業員が、「営業職は、ほとんどが正社員ではなく、請負による委託契約者であり、厚生年金保険には加入していなかった。」旨証言している上、当時の事務担当者は、「厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することはなかった。」と証言している。

さらに、雇用保険の記録を確認しても、申立期間③に係る申立人の被保険者記録は見当たらない。

加えて、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びH社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間③に申立人の氏名の記載は無い上、整理番号の欠番等も無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 11 月 1 日から 16 年 3 月 31 日まで
② 平成 16 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 2 年 7 月から 16 年 3 月まで A 社に継続して勤務したが、申立期間①当時の給料は 26 万円だったのに、厚生年金保険の標準報酬月額は 15 万円となっているので訂正してほしい。

また、A 社には平成 16 年 3 月末まで勤務し、同年 3 月の厚生年金保険料を払ったはずなのに、資格喪失日が同年同月 31 日となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「当時の給料の支給額は 26 万円だった。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 26 万円と記録されていたところ、厚生年金保険被保険者資格喪失日（平成 16 年 3 月 30 日）後の同年 4 月 7 日に、13 年 11 月まで遡って 15 万円に引き下げ処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録における離職時賃金日額から推計される報酬月額は、上記の引き下げ処理後の標準報酬月額とおおむね一致することなどから、当該処理は、事実在即したものであった可能性がうかがえ、不合理な処理であったとまでは言い切れない。

また、A 社は既に廃業している上、元事業主の妻は、「申立期間①当時の賃金台帳や社会保険に係る届出関係の書類については見当たらない。」とし

ており、申立期間①当時の厚生年金保険に係る届出や賃金の支給状況、保険料控除について確認できない上、申立期間①当時、事務を行っていた元事業主の妻は、「平成13年8月から16年3月まで、申立人に月々細切れではあるが15万円相当の給料を渡していた。」と回答している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員の一人は、「当時は給料の遅配や未払いがあり、給与明細書も途中から無かったので、正確な金額は分からないが、厚生年金保険の標準報酬月額よりも、実際の給料はもっと低かった。厚生年金保険料が控除されていたかどうかは給与明細書が交付された時期を含め記憶に無い。」と証言しており、申立期間①当時の保険料控除の状況について確認できない。

このほか、申立人が、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A社には平成16年3月末まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年同月31日であるのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、前述のとおり、A社は、既に廃業しており、元事業主に照会しても申立人の退職日について回答が得られない上、元事業主の妻は、「当時の賃金台帳や届出台帳は見当たらない。平成16年3月の保険料を給与から控除したかどうか不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除の状況について確認できない。

また、申立人は、「退職時、従業員は、事業主と自分の二人だけだった。」としていることから、同僚調査を行うことができない上、オンライン記録によると、元事業主の被保険者資格喪失日も申立人と同日の平成16年3月31日であることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月1日から22年5月1日まで
昭和22年10月4日に支給されたとする脱退手当金については、受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間における乗船しか記憶していない。」として主張しているところ、申立人の船員保険被保険者台帳によると、当該脱退手当金の支給は、昭和17年1月10日から同年6月30日までの期間、同年10月14日から18年9月28日までの期間、同年10月26日から同年11月14日までの期間、同年11月14日から19年3月28日までの期間、同年5月14日から同年6月4日までの期間、同年6月5日から20年2月21日までの期間及び同年4月1日から22年5月30日までの7期間を計算の基礎としていることが確認でき、未支給期間は無く、当該船員保険被保険者期間の最後の被保険者期間の資格喪失日である同年5月30日から約4か月後の同年10月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、前述の船員保険被保険者台帳の脱退手当金の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「普通脱退手当金」の記載とともに、平均報酬月額、支給額及び支払年月日等が記載されており、脱退手当金の支給額は申立人の戦時加算対象期間を勘案して計算した法定支給額と一致する。

さらに、当時は、船員保険被保険者期間と厚生年金保険被保険者期間を通算する厚生年金保険及び船員保険交渉法の制定前であり、再度、船員となる見込みが無ければ、それまでの船員保険被保険者期間は、掛け捨てとなってしまう状況にあったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から21年1月21日まで

私は、学校を卒業後、A社（現在は、B社）C工場に入社し、終戦後も退職するまでの間、同社本社工場（D工場）に勤務した。申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社C工場に入社し、申立期間においては同工場から本社工場（D工場）に異動して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間及び申立期間前後当時においてA社で厚生年金保険の被保険者であった元従業員18人に対して照会したところ、12人から回答があったものの、申立人の勤務実態について具体的な供述を得ることができなかつた上、B社は、「当社が現在保管する従業員名簿によると、申立人の入社年月日が昭和21年12月1日となっており、厚生年金保険の被保険者資格取得日である同年1月21日と相違があるものの、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことについては、一度退職した可能性も考えられる。」としている。

また、申立期間当時の厚生年金保険の適用事業所は、A社のみであることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人は、同社において昭和20年8月31日に被保険者資格を喪失後、別の厚生年金保険被保険者番号により21年1月21日に同社において再び被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間当時、一旦、被保険者資格を喪失し、約5か月後に再び被保険者資格を取得している者が、申立人を含め多数いることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 1 日から 46 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 6 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、46 年 6 月に C 事業所に転職するまで、営業員として 4 年間勤務したのに、この期間の年金記録が全く無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が提出した退職者名簿によると、申立人の入社年月日は昭和 46 年 2 月 3 日、退社年月日は 47 年 3 月 9 日となっているが、オンライン記録によると、申立人は、46 年 6 月 1 日に C 事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、雇用保険の記録においても、申立人が同日に同事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が記憶している元上司は、昭和 45 年 3 月に A 社が D 地から E 地に移転したことを記憶しているにもかかわらず、申立人は、「事業所は E 地にあり、私が勤務していた間に移転は無かった。」と供述していることから、申立人は、同月より後に同社に入社したことがうかがえる。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 46 年 2 月 3 日から同年 6 月 1 日までの期間については、A 社に在籍していたことが推認できる。

しかし、B 社には、退職者名簿以外に申立期間当時の関係資料は保管されておらず、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料の控除について確認できない。

また、B 社の人事課長は、「申立期間当時に試用期間があったかどうかは不明である。」と回答しているところ、申立期間当時、A 社で申立人と同じ営業員であった複数の元従業員が、厚生年金保険に加入しない数か月間の試用期間があった旨証言している上、上記の申立人の元上司については、オンライン記

録によると、自身が記憶している入社時期（昭和 42 年 8 月）の 3 か月後（同年 11 月 1 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当該事業所では、営業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことが推認できる。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年4月1日まで

私は、昭和15年2月頃から、A地にあったB社の本社で勤務していた。

厚生年金保険被保険者証には、私が昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨記載されており、私は、厚生年金保険料の徴収が開始された同年10月からは厚生年金保険料を納付していたはずである。

また、昭和20年4月にB社本社が空襲で焼失した後は、C地にあった同社D事業所に移り、22年9月まで勤務した。

しかし、私のB社における厚生年金保険の加入記録は、同社D事業所における昭和21年4月1日から22年9月10日までしか無く、それ以前の記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているB社の辞令により、申立人が申立期間において同社に在籍していたことが確認できる。

しかし、B社本社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、申立期間前の昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失していることが確認できるものの、申立人のような事務職の者が厚生年金保険の強制適用被保険者となった同年10月1日（申立期間始期）から、同社本社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった20年4月15日までの期間において、同被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人がB社本社の焼失後に移った同社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和20年4月1日から同年8月11日までに

被保険者資格を取得していることが確認できる 60 人の中に申立人の氏名は無い上、同被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、上記の B 社 D 事業所に係る被保険者名簿によると、昭和 20 年 8 月 21 日に、251 人の全被保険者が被保険者資格を喪失し、その後、21 年 4 月 1 日に申立人を含む 25 人が被保険者資格を取得するまでは、同社同工場において、被保険者が存在しなかったことが確認できる。

加えて、B 社 D 事業所における元同僚の一人は、「私が昭和 20 年 4 月に入社した時には、申立人は既に勤務していた。」と証言しているものの、オンライン記録によると、当該元同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同じ 21 年 4 月 1 日である。

その上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 25 日から同年 7 月 7 日まで
② 昭和 29 年 1 月 30 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 9 月 2 日から 36 年 2 月 1 日まで

私は、中学校卒業後の昭和 28 年 3 月 25 日から、夜間高校に通いながら A 事業所に勤務していたが、年金記録では、当該事業所における厚生年金保険の加入日は同年 7 月 7 日となっている（申立期間①）。

また、昭和 29 年 1 月末には B 事業所に転職したが、年金記録では、当該事業所における厚生年金保険の加入日は同年 11 月 1 日となっている（申立期間②）。

さらに、昭和 35 年 8 月末には、当時受講していた大学の通信教育のスクーリングを終え、同年 9 月 2 日に C 社へ転職したが、年金記録では、同社における厚生年金保険の加入日は 36 年 2 月 1 日となっている（申立期間③）。

このように、これら事業所に就職した日よりも数か月遅れて厚生年金保険に加入したことになっている年金記録はおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「中学校卒業後に夜間高校に通いながら A 事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、当時の同僚に照会したところ、4 名から回答を得たが、全員が申立人を記憶しておらず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、オンライン記録により、申立人と同日の昭和 28 年 7 月 7 日に A 事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、「私は、高校を卒業後の同年 4 月に入社した。」と証言しており、また、30 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる

別の元従業員も、「中学校の紹介により、卒業後すぐに、同年3月か4月には入社した。」と証言している。

これらのことから判断すると、当該事業所においては、新卒者を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後、加入させていたことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和29年1月末にはB事業所に転職した。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、B事業所は昭和29年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は、当該事業所が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、住所が確認できる元同僚は見当たらない上、当該事業所の当時の事業主及び理事は既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

- 3 申立期間③については、C社の元従業員への照会に回答があった11人のうち4人が「申立人を知っている。」と証言しているものの、申立人の勤務期間について具体的な証言を得ることはできず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和35年9月2日から同月30日までの期間については、申立人の他社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、上記の元従業員11人のうち4人が、「厚生年金保険被保険者記録と勤務期間が相違する。」と証言しており、4人のうち2人は、「試用期間があったと思う。」と証言している。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 12 月 29 日から 29 年 9 月 29 日まで
② 昭和 30 年 10 月 24 日から同年 12 月 28 日まで

私は、夫が昭和 28 年 2 月から 29 年 9 月末までの期間、A 事業所で厳しい勤務に就いていたことを覚えており、また、夫は、次に勤務した B 事業所に提出した身上明細書の職歴欄に、当該期間において C 部署で勤務していた旨を記載していることから、C 部署における夫の年金記録が 10 か月というのはおかしい (申立期間①)。

また、B 事業所については、身上明細書の日付が昭和 30 年 10 月 25 日になっていること、及び健康証明書の発行日が同年同月 24 日となっていることから、夫は、同年 10 月から勤務していたはずである (申立期間②)。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が、A 事業所の次に勤務した B 事業所に提出した身上明細書の職歴欄に、C 部署に 1953 年 (昭和 28 年) 2 月から 1954 年 (29 年) 9 月まで勤務と記載していることから、申立期間①において C 部署に勤務していた可能性がうかがえる。

しかし、申立期間①及びその前後の期間において、D 事務所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員 21 人に照会したところ、回答があった 18 人全員が申立人を記憶しておらず、申立人の勤務期間、職務内容及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、E 県は、「昭和 29 年に退職した元従業員の書類が全て保管されて

いるかどうかは不明であるが、D事務所に係る同年度労務要求書(退職通知)綴りの中には、申立人に係る書類は見付からなかった。」と証言している。

さらに、昭和29年5月には、厚生年金保険の標準報酬月額の変更があったことから、D事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間①において厚生年金保険被保険者記録が継続している被保険者は、同年5月1日と同年8月1日に標準報酬月額の変更記録を確認できるが、申立人の欄には、その記載が無い上、同被保険者名簿に不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人が提出した健康証明書に昭和30年10月24日交付と記載されていること、また、身上明細書の日付は同月25日となっていることが確認できる。

しかし、E県から提出された申立人に係る労務要求書(退職通知)によると、申立人の雇用期間は、申立期間②直後の昭和30年12月28日から31年8月31日までとなっており、厚生年金保険の加入記録と一致することが確認できる。

また、申立期間②に厚生年金保険被保険者記録を確認できる元従業員15人に照会し、8人から回答を得たが、申立人の勤務期間、職務内容及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで
私がA社に勤務していたときに一緒に勤務していた上司が、B市でC社を開業したので、私は昭和 39 年 4 月からD職として住み込みで働いた。私は 41 年 9 月末日で結婚を契機に退職したが、約 2 年間、勤務していたのに年金記録が欠落している。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の元事業主の親族の証言及び申立人が申立期間後に勤務したE社が保管する申立人に係る人事台帳の記載内容により、申立人は、申立期間においてC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人は、「C社の従業員数は二人であった。」と供述し、元事業主の親族も「従業員数は2、3人であった。」と証言していることから、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となるべき要件である従業員数（常時5人以上）を満たしていなかった可能性がうかがえる。

また、C社の元事業主は既に死亡しており、その親族によると、「同社の賃金台帳等の資料は保存していない。」と供述していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 1 日から 42 年 9 月 3 日まで
② 昭和 42 年 9 月 6 日から 45 年 8 月 12 日まで

申立期間①及び②において勤務した、A社とB社の厚生年金保険については脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には「受付 45. 9. 5」、「小切手 45. 11. 8 交付済」の押印が確認できるとともに、脱退手当金計算書には国庫送金通知書番号及び申立人の当時における住所地の最寄りのC郵便局の記載が認められることから、同郵便局において脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「45 脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年11月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。また、ほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 8 月 31 日まで A 事業所で事務をしていたが、この間の年金記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録並びに A 事業所の事業主及び元同僚の証言から、申立人が申立期間当時、当該事業所に在籍していたことは推認できる。

しかし、A 事業所は、厚生年金保険の非適用業種の事業所であり、A 事業所の事業主は、「当事務所は厚生年金保険の適用される事業所ではなく、従業員が 3、4 人ぐらいの個人事業所であるので、厚生年金保険に加入していない。」と回答しており、上記の元同僚も、「当該事業所では厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から22年6月1日まで

私は、父がA事業所の仕事をしていた関係で、昭和20年10月1日から22年6月1日まで同事業所のB出張所で勤務していたが、この期間の年金記録が無い。

元同僚は既に年金をもらっているので、私の記録も詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶している元同僚3人について、申立期間を含む昭和19年6月1日から25年9月20日までの期間における厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人が申立期間当時、当該事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかし、上記被保険者名簿によると、上記3人とは別に申立人が記憶している元同僚は、申立期間の後の昭和22年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、A事業所の出張所のうち、B出張所とは別の出張所に勤務していたとする元従業員は、「終戦後1、2年たってから勤務を始めた。」と証言しているところ、上記被保険者名簿によると、当該元従業員は昭和23年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、A事業所では、申立期間当時、必ずしも全ての者を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 40 年 3 月 20 日まで

私は、父親の介護のために一旦、A社を退職したが、申立期間の脱退手当金を受け取っていない。その後、母親が介護することになり、結婚して再び勤め始めたので、申立期間の脱退手当金を受給する必要は無かった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年7月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 9 月 6 日から同年 9 月 8 日まで
② 昭和 23 年 10 月 6 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 24 年 4 月 17 日から同年 6 月 6 日まで
④ 昭和 25 年 2 月 12 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 23 年 8 月 30 日に復員した後、兄が勤務していた A 社(現在は、B 社)に同年 9 月 6 日から同年 11 月 30 日まで勤務していたことを記憶している。しかし、厚生年金保険の加入記録は、同年 9 月 8 日から同年 10 月 6 日までとなっている(申立期間①及び②)。

その後、私は、以前に勤務していた経験を買われて、C 社の事業場内下請企業である D 社(現在は、E 社)に、昭和 23 年 12 月 6 日から 29 年 1 月 1 日まで勤務し、同日から C 社で正職員として採用された。しかし、D 社に勤務していた期間のうち、厚生年金保険の加入記録が抜けている期間がある(申立期間③及び④)。

調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者資格を有することが確認できる元従業員 22 人に照会したが、回答があった 16 人全員が申立人を記憶しておらず、申立人が同期間において同社で勤務していたことが確認できない。

また、上記 16 人のうち 8 人が、「A 社で勤務していた期間と、厚生年金保険の加入記録が一致する。」と証言している(残る 8 人のうち、一人は「不明」と回答、7 人が無回答)。

2 申立期間③及び④については、複数の元同僚の証言から、申立人が同期間

においてD社に在籍していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、D社の厚生年金保険の新規適用日は昭和30年12月1日であり、申立期間③及び④は同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社の新規適用日である昭和30年12月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる4人及び申立人が記憶する元同僚1人に照会したが、回答があった4人は、「厚生年金保険に加入していない期間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答している（一人は「不明」と回答）。

さらに、オンライン記録によると、申立期間③及び④の前後の期間において、申立人には、申立人がD社の元請企業であったとしているC社における厚生年金保険の加入記録（昭和23年12月16日から24年4月17日まで、同年6月6日から25年2月12日まで及び同年4月1日から29年1月1日まで）が確認できるところ、同事業所が提出した厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人に係る当該加入記録と一致する被保険者資格の取得及び喪失の手続が行われた旨の記載及び「日雇」の押印が確認できる。

加えて、上記のD社に係る被保険者名簿によると、同社の新規適用日である昭和30年12月1日に被保険者資格を取得した記録のある元従業員の一人についても、同日より前に、C社における厚生年金保険の加入記録（23年4月1日から同年6月1日まで、24年4月11日から25年2月15日まで及び同年4月1日から30年3月16日まで）が確認できることから、申立期間③及び④当時、同社では、下請事業所の従業員については、全勤務期間を通じて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から23年10月1日まで

私の夫は、昭和33年7月31日に退職するまで継続してA社（現在は、B社）に勤務していたが、22年6月1日から23年10月1日までの厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和33年7月31日に退職するまでA社に継続して勤務していた。」と主張しているが、B社は、「申立期間当時に係る人事記録を保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和19年6月1日から23年11月8日までに被保険者資格を取得している元従業員160人を抽出し、連絡先の判明した14人に文書照会したところ、8人から回答があり、そのうちの4人は、「申立人を記憶しているが、勤務期間は分からない。」と証言している上、残る4人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得られない。

さらに、上記名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和22年6月1日と記載されている上、申立人の備考欄には、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨を規定した当時の厚生年金保険法第59条の2を意味する「59.2」の記載が確認できるところ、C県が発行した軍歴

証明書によると、申立人は 18 年 3 月 3 日に陸軍に応召し、22 年 6 月 22 日に復員していることが確認できる。

加えて、申立人と同日の昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、「59. 2」の記載が確認でき、22 年 6 月 1 日までに復職したと証言している元従業員二人について、オンライン記録によると、申立期間も被保険者記録が継続していることが確認できる一方、申立人と同様に同年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失し、23 年 11 月 1 日に再度同資格を取得している元従業員について、前述の元従業員二人は、「当該元従業員は D 国に抑留されており、自分よりも復職した時期は遅かった。」と証言している。

これらのことから判断すると、事業所は、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 の適用期間後の昭和 22 年 6 月 1 日付けで一旦在籍が確認できない従業員について被保険者資格を喪失させる届出を行ったものと考えられる。

なお、上記名簿によると、申立期間後の被保険者資格の再取得に際しては、申立人が最初に同資格を取得した際の厚生年金保険被保険者台帳記号番号と同一の番号により取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 2 日から 38 年 10 月 20 日まで
私は、A事業所を退職後、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の前後5年以内に同被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性従業員38人のうち25人に脱退手当金の支給記録があり、25人全員が資格喪失日から10か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できる上、複数の元従業員が退職時に事業所から脱退手当金に係る説明を受けた旨を証言していることなどから、申立期間当時、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年1月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 31 日から 43 年 10 月 31 日まで

私は、申立期間のうち、昭和 39 年 7 月からの 2 年間は、A 市の B 現場で作業していた。41 年 7 月からの 2 年間は、C 市の D 現場で仕事をしていた。両方の現場で作業の助手をしていた同僚は既に亡くなったが、現場の写真もあるし、E 社で勤務していたことは、別の同僚が証言してくれているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 市にあった B 現場及び C 市の D 現場でそれぞれ 2 年間、E 社の勤務していた。」と主張し、現場の写真を提出しているところ、元同僚二人の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が E 社において、A 市の B 現場及び C 市の D 現場で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認できない。

また、E 社の申立期間当時の事務担当者は、「私は、A 市の B 現場事務所にいたが、申立人のことを知らない。同社は、社長が担当する現場と、社長の弟が担当する現場に分かれており、私は、社長の現場の事務を担当していたので、弟の現場のことを知らない。」と証言しており、同社の事業主の弟である元同僚から聴取しても、「申立人が主張する D 現場の仕事は、私が担当する現場であったが、社会保険のことは分からない。」と供述しており、申立期間における保険料控除を裏付ける証言が得られない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月17日から29年4月1日まで
② 昭和31年4月1日から同年5月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、以前に勤務していたA社B事業所、C社D工場（約半年間を空けて2回）及びE社における厚生年金保険加入期間については、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、昭和24年8月に、C社D工場を退職した時は一時金を2,000円くらい受け取ったが、その後、同社に二度目の勤務をして以降は、技能を活かして働く意思があり、厚生年金保険を脱退していないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前に勤務していたA社B事業所（昭和19年10月1日から20年12月1日までの14か月）及びC社D工場（21年10月2日から24年8月28日までの34か月）における計48か月の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給したが、C社D工場（申立期間①の39か月）及びE社（申立期間②の1か月）における計40か月の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶は無いとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立人が支給対象となったことを認めている上記の48か月と申立期間①及び②の40か月を合わせた計88か月について、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和31年8月4日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の脱退手当金が支給決定されている当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から51年7月まで
② 昭和56年10月から57年9月まで
③ 昭和61年1月から63年7月まで

A社に継続して勤務していたが、申立期間に係る標準報酬月額が下がっているのを、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が下がっている。」と主張している。

しかし、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等は保管していないものの、国の記録と社内資料の記録は一致している。また、残業等の減少により、標準報酬月額が従来より減額される場合が考えられる。」と回答している。

また、A社が保管する厚生年金基金の健康保険厚生年金保険被保険者台帳によると、申立期間に係る厚生年金基金の標準報酬月額と国（厚生労働省）の記録は一致していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所（当時）の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は見当たらず、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から37年6月1日まで

私は、昭和32年10月に兄と一緒にA社を設立し、53年9月に会社を解散するまでの間、継続して勤務し厚生年金保険料を支払っていたと記憶しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされていることに納得できない。また、35年10月から37年6月までの間、加入手続きした記憶がないにもかかわらず、国民年金に加入したことにされていることを訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和32年10月に兄と一緒にA社を設立し、私が所持している資料によると、私は33年8月1日から53年9月に会社を解散するまでの間、継続して勤務し厚生年金保険に加入していた。」と主張しているが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主であった申立人の兄は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和32年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、33年2月1日に適用事業所ではなくなった後、37年6月1日に再度適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所となっていない期間である。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶する元同僚及び申立人の兄に係る厚生年金保険被保険者記録は、申立人と同様に昭和33年2月1日から申立期間を含む37年6月1日までの期間においては確認できない上、申立人が記憶する元同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により32年10月1日に厚生年金保険の被保険資格を取得している元従業員3人を把

握し聞き取りを行ったところ、そのうちの一人は、「会社が社会保険の加入後、すぐに加入をやめたので、制度が始まった国民年金の加入手続きを行い、会社が再度厚生年金保険に加入したので、国民年金の加入をやめた。」と証言している上、オンライン記録と一致する。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 35 年 10 月から 37 年 5 月まで国民年金の被保険者となっており、当該期間の一部に国民年金保険料を納付している上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して同手帳記号番号が 36 年 3 月 16 日に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月21日から同年4月1日まで

私は、昭和18年12月にA社のB丸に乗船した。同船は、20年1月*日にC地のD港で爆撃を受けて炎上し全員退避となった。私は、陸軍の命令により、兵舎に入った後、同年2月10日頃、陸路、E地に移動した。ここから他社の船で本土に向かい、同年3月2日、F港に上陸、同月4日頃、解散式をした。この解散式で乗組員でなくなったわけだから、それまでは船員保険の被保険者期間だと思う。年金記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「乗船していたA社のB丸が沈没した昭和20年1月*日後も、同船の解散式が行われた同年3月4日頃までは乗組員だった。」と主張している。

しかしながら、昭和20年3月31日までは、「適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていない者」（以下「予備船員」という。）については、船員保険の適用が無かったところ、申立人は、B丸の沈没後について、「E地からF港まで乗った船においては、乗組員としての仕事はしていない。」と供述していることから、申立人は、申立期間については予備船員であったことがうかがえる。

また、B丸に係る船員保険被保険者名簿において、昭和20年1月21日には申立人を含めて55人が資格を喪失していることが確認できる上、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）においても同日が資格喪失日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年11月1日まで

平成6年11月1日から7年11月1日までA社本社から系列会社のB社に移籍したが、勤務先は退職するまでそのまま本社だった。

給与も移籍前と同額という条件であった上、振り込まれていた額も同額であったと記憶している。ねんきん特別便を確認すると、標準報酬月額が減額されているので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書によると、申立期間においては、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。